



許可番号第 02310209054 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 名古屋市中村区東宿町二丁目98番地

氏 名 株式会社 y's
代表取締役 山田 哲也
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 令和 元 (2019) 年 6 月 7 日

許可の有効年月日 令和 6 (2024) 年 6 月 6 日

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

ゴムくず

以上 1 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(2) 積替え、保管を含む。

廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、及び陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上 7 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地

あま市下萱津山1628番

(2) 面積

704.49m² (保管面積 82.90m²)

(3) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、



許可番号第 02310209054 号

紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(4) 保管上限

66.77m³

(5) 高さ

2m

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

令和 元年 6月 7日 新規許可

令和 元年 7月16日 書換

5 積替え許可の有無

有 ・ 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無



NO COPY

31尾海環第340- 194号
令和 元年 7月16日

株式会社 y' s
代表取締役 山田 哲也

愛知県尾張県民事務所長
(公 印 省 略)

産業廃棄物処理業変更届に係る許可証の書換えについて (通知)

令和元年6月26日受付の届出については、別添のとおり許可証が書き換えられましたので交付します。

担当 海部県民センター環境保全課廃棄物対策グループ
電話 0567-24-2111
内線 235・236

30尾海環第334- 77号
令和 元年 6月 7日

株式会社 y' s
代表取締役 山田 哲也

愛知県尾張県民事務所長
(公 印 省 略)

産業廃棄物収集運搬業の許可について (通知)

平成31年3月29日付けの申請については、別添の許可書のとおり許可されましたので、「産業廃棄物収集運搬業許可証」を交付します。

なお、産業廃棄物の処理に当たっては、下記の事項に注意し、適正に行ってください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の各号のいずれかに該当するに至ったときは、許可を取り消され、又は期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ぜられることがあります。また、法第14条の3の2第1項に該当するに至ったときは、許可が取り消されます。

記

- 1 産業廃棄物の処理に当たっては、法第14条第12項に定める基準に従うこと。また、法第12条の3に定める産業廃棄物管理票の規定に従うこと。
- 2 事業の範囲を変更するときは、事前に事業範囲変更許可申請を行うこと。
- 3 許可を受けた事業以外の事業を行おうとするときは、該当する事業について新規に許可申請を行うこと。
- 4 許可の有効期限を経過した後も引き続き事業を行おうとするときは、有効期限のおおむね2月前までに、許可の更新の申請を行うこと。
- 5 業務を行うに当たっては、産業廃棄物の処理について、事業場ごとに帳簿を備え、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第10条の8に定める事項を産業廃棄物の種類ごとに記載し、1年ごとに閉鎖するとともに、閉鎖後5年間保存すること。
- 6 住所その他省令で定める事項（省令第10条の10に掲げる事項）を変更したときは、変更の日から10日以内（法人で省令第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日以内）に産業廃棄物処理業変更届出書を提出すること。
- 7 事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止の日から10日以内に産業廃棄物処理業廃止届出書を提出すること。

担当 海部県民センター環境保全課廃棄物対策グループ
電話 0567-24-2111
内線 235・236

(3) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(4) 保管上限

48.60m³

(5) 高さ

1.20m

5 許可の条件

なし

担当 尾張県民事務所海部県民センター環境保全課廃棄物対策グループ
電話 0567-24-2111
内線 235・236

保 管 計 画 書

産業廃棄物の種類	保 管 方 法	保管面積 (m ²)	保管容積 (保管上限) (m ³)	保管高さ (m)	備 考
廃プラスチック類	屋外保管 (ボックス保管) 1箱 (必要に応じてシートで覆う)	6.9	8.0	—	1日当たりの平均的 搬出量0.44日分
木くず	屋外保管 (ボックス保管) 1箱 (必要に応じてシートで覆う)	6.9	8.0	—	1日当たりの平均的 搬出量0.70日分
紙くず	屋外保管 (ボックス保管) 1箱 (必要に応じてシートで覆う)	6.9	8.0	—	1日当たりの平均的 搬出量0.38日分
がれき類	屋外保管 (ボックス保管) 1箱 (必要に応じてシートで覆う)	2.0	2.0	—	1日当たりの平均的 搬出量0.47日分
ガラス・コンクリート・陶磁器	屋外保管 (ボックス保管) 1箱 (必要に応じてシートで覆う)	2.0	2.0	—	1日当たりの平均的 搬出量0.32日分
繊維くず	屋外保管 (ボックス保管) 1箱 (必要に応じてシートで覆う)	2.0	2.0	—	1日当たりの平均的 搬出量0.04日分
金属くず	屋外保管 (野積み) (必要に応じてシートで覆う)	52.0	34.67	2.0	1日当たりの平均的 搬出量4.17日分
蛍光管	屋外保管 (ボックス保管) 3箱 (必要に応じてシートで覆う)	2.1	1.05	—	1日当たりの平均的 搬出量0.17日分
廃プラスチック類 (石綿含む)	屋外保管 (ボックス保管) 1箱 (必要に応じてシートで覆う)	0.7	0.35		1日当たりの平均的 搬出量0.02日分
がれき類 (石綿含む)	屋外保管 (ボックス保管) 1箱 (必要に応じてシートで覆う)	0.7	0.35		1日当たりの平均的 搬出量0.08日分
ガラス・コンクリート・陶磁器 (石綿含む)	屋外保管 (ボックス保管) 1箱 (必要に応じてシートで覆う)	0.7	0.35		1日当たりの平均的 搬出量0.06日分
合計 8品目		82.9	66.77		6.86日分
所在地 あま市下萱津山1628番他7筆		管理責任者 山田哲也			
全体面積	保管面積 (合計)	保管容積 (合計)			
704.49m ²	82.9m ²	66.77m ³			

(注) 保管施設が複数ある場合は、それぞれについて作成すること。

保管施設の平面図、立面図、構造図及び数字の根拠となる資料を添付すること。

※  変更箇所